

高 号 外
令和 2 年 4 月 1 4 日

県内各市町村介護保険担当課長	様
邑智郡総合事務組合介護保険課長	様
浜田地区広域行政組合介護保険課長	様
雲南広域連合介護保険課長	様
隠岐広域連合介護保険課長	様
特定営利活動法人島根県介護支援専門員協会会長	様
社会福祉法人島根県社会福祉協議会会長	様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長
(高 齢 社 会 支 援 グ ル ー プ)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の
臨時的な取扱いについて

本件の介護保険行政につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月9日に島根県内（松江市）において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されました。

今後の感染拡大防止の取り組みを徹底するため、今年度実施予定としていた研修の一部を中止することといたしました。

この対応により、本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員の有効期間満了日については、下記の臨時的な取扱いを定めましたのでお知らせします。

記

1 中止する研修

- ・ 介護支援専門員専門研修（専門課程Ⅰ、Ⅱ）
- ・ 主任介護支援専門員更新研修

2 臨時的な取扱い

次に該当する者は、令和4年3月31日までは資格失効しない取扱いとする。

- ① 今年度開催予定であった上記1の研修を終了しなかったため、本来の資格更新時期を過ぎる方
- ② 令和元年度介護支援専門員更新研修（実務未経験者）の受講者（令和2年3月実施の集合研修を辞退された方）

3 その他

- ・ 臨時的な取扱いは、更新研修受講者を対象としたものであり、実務研修、再研修受講者を除く。
- ・ 令和2年度の実務研修及び介護支援専門員更新研修（実務未経験者）兼再研修・主任介護支援専門員研修を開催するかについては、現在検討中。